

岩美町危険木予備伐採事業費補助金について

岩美町では、町民の安全で安心な生活環境の保全等のため、危険木の伐採を行う集落等に対し、補助金を交付します。

■危険木とは・・・

本補助金における危険木とは、過度な成長などにより倒木の危険性が高い樹木であり、倒木により公道を塞ぎ、日常生活に影響を及ぼす可能性がある樹木とします。

■補助対象

次の要件を全て満たす必要があります。

- ① 事業実施年度中に危険木の予備伐採等の事業が完了すること
 - ・樹種は問わない
 - ・森林所有者の同意及び伐採に必要な許認可等を得ること
- ② 岩美町森林整備計画で森林区域に指定されている森林内の立木であること
- ③ 倒木により、公道の寸断など通行に支障が生じる恐れがある立木であること

■補助対象者

岩美町内の各集落等（倒木被害の恐れがある公道が存在する集落・地区）

■補助率等

4分の3以内【集落により負担軽減措置が適用されます。事前にご確認ください。】

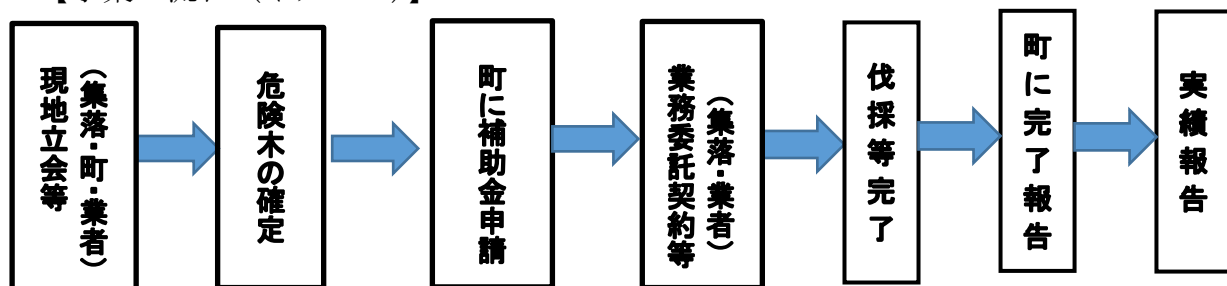
※補助金額は、円未満を切捨てた額とします。

■補助対象経費

伐採、搬出及び処分に要する経費

※ただし、伐採木を搬出した際に利益が発生した場合は、これを控除した額となります。

【事業の流れ（イメージ）】



【注意事項】

※申請を希望される方は、必ず事前にご相談をお願いいたします。

※事業実施前に必ず申請してください。事業実施後の申請は受付できません。